

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会行動計画

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会

とちぎ健康福祉協会は、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

## 2 内容

### 目標1

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

#### 〈対策〉

- 令和4年4月～5月 年次有給休暇の取得状況の把握
- 令和4年5月～ 各所属・職員への周知
- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握・検証

### 目標2

仕事と育児の両立を支援する短時間勤務制度の拡充を図る。

#### 〈対策〉

- 令和4年4月～10月 短時間勤務制度拡充の検討
- 令和5年4月～ 制度実施、職員への周知